

保険料免除・納付猶予・学生納付特例

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、申請し、承認されると、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

免除・納付猶予・学生納付特例は申請時点の2年1か月前の月分まで申請することができます。

免除および納付猶予は7月から翌年6月まで、学生納付特例は4月から翌年3月までを1つのサイクルとして申請を行います。

【免除（全額免除・一部免除）申請】

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が全額または一部免除となります。

【納付猶予申請】

50歳未満の方（学生を除く）で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。



【学生納付特例申請】

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生等で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

● 免除・猶予となる所得の目安

全額免除 納付猶予	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 32\text{万円}$	
4分の3免除	88万円	} + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128万円	
4分の1免除	168万円	
学生納付特例	128万円	

※免除・納付猶予の場合、令和6年7月～令和7年6月の保険料は令和5年中の所得で、令和7年7月～令和8年6月の保険料は令和6年中の所得で、審査を行います。

※学生納付特例の場合、令和7年4月～令和8年3月の保険料は令和6年中の所得で審査を行います。

※一定額を超えていても、失業等の理由があれば特例免除を受けられる場合があります。

※国民年金基金またはiDeCoに加入している人は保険料の免除・納付猶予はできません。

● 承認された場合の免除額と保険料

	全額免除	納付猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	学生納付特例
免除額	17,510円	17,510円	13,130円	8,750円	4,380円	17,510円
支払う保険料	0円	0円	4,380円※	8,760円※	13,130円※	0円

※一部免除された保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますのでご注意ください。

免除・納付猶予・学生納付特例の申請に必要なもの

- ・失業等を理由とした申請の場合は失業した事実が確認できる書類※
- ・学生の方は学生証（写し）または在学証明書（原本）

※ 離職票・雇用保険受給資格者証・退職辞令など（詳細はお問い合わせください。）

※ 7ページ「手続きに必要なもの」についてもあわせてご確認ください。

追納制度

保険料の納付が免除・猶予された期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。これを補うために10年以内であれば後から納付（追納）することができます。

追納を希望する場合は、申し込みが必要です。詳細は年金事務所へお問い合わせください。

【産前産後期間の免除】

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含みます。）

※産前産後免除期間として認められた期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際、保険料を納めた期間として扱われます。

●対象となる期間

平成31年4月分以降

●対象となる方

国民年金第1号被保険者で、
出産日が平成31年2月1日以降の方

●届出の時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。



産前産後期間の免除の届出に必要なもの

- ・ **母子健康手帳** ※母子健康手帳がない場合は、お問い合わせください。

※7ページ「手続きに必要なもの」についてもあわせてご確認ください。

【法定免除】

次のいずれかに当てはまるときは、届出により、当該期間の保険料が全額免除されます。

- ・ 生活保護による生活扶助を受けているとき
- ・ 障害基礎年金、障害厚生（共済）年金を受けているとき（障害等級1級・2級のみ）
- ・ 国立および国立以外のハンセン病療養所などで療養しているとき

◆将来の年金への影響と追納制度

	老齢基礎年金を受給するための資格期間への算入	受け取る老齢基礎年金額への反映	免除された保険料を納付（追納）したいとき
全額免除 (法定免除を含む)	受給資格期間に入ります。	8分の4	10年以内であれば追納することができます。 ※納付期限から3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
3/4免除 (1/4納付)	受給資格期間に入ります。 ※免除された保険料を納めていない期間は未納扱いとなります。	8分の5	
半額免除 (半額納付)		8分の6	
1/4免除 (3/4納付)		8分の7	
納付猶予・ 学生納付特例	受給資格期間に入ります。	反映しません。	
産前産後 免除	保険料を納めた期間として取り扱われます。		
未 納	受給資格期間に入りません。	反映しません。	2年を過ぎると納めることができません。